

鎌倉市利用調整基準表（令和9年度から適用）

(1) 基本点数					点	
番号	保育要件	保護者の状況		点数		
				父	母	
1	就労 (内定者含む)	月160時間以上勤務の者		20	20	
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		19	19	
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		18	18	
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		17	17	
		月80時間以上、100時間未満勤務の者		16	16	
		月64時間以上、80時間未満勤務の者		15	15	
		育児休業の延長を許容(調整点数は適用されない)		0	0	
2	求職活動中	求職活動中の者		12	12	
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者		20	20	
4	疾病・負傷・障害	入院	1箇月以上の入院	20	20	
		自宅療養	常時病臥(一日の大半を病床で過ごす場合)	20	20	
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16	
		心身障害	身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳(A1、A2)、精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている者	20	20	
			身体障害者手帳(3・4級)、療育手帳(B1、B2)の交付を受けている者	18	18	
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合	16	16	
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
7	就学(予定者含む)	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15	
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある		40	40	
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		20	20	
(2) 調整点数					点	
番号	内 容				点数	
1	市内在住者又は入所希望日までに転入する世帯であり、ひとり親世帯その他これに準ずる世帯。				20	
2	すでに兄弟姉妹が、市内の認可保育所、認定こども園(保育枠)、地域型保育事業を利用している又は地域型保育事業を卒園し、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を、利用していること(する予定であること)を確認できた場合(転園申込みを除く)。				5	
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている(2人以上)。				3	
4	申請児童が多胎児である。				3	
5	入所希望の年度の4月1日時点で、生計を一にする18歳未満の児童が3人以上の世帯。				2	
6	転園を希望している(申請児童が転園を希望している園に、兄弟姉妹が在園する園を含む場合又は市内転入により、市外の保育所等への通園が困難となる場合に限る)。				8	
7	入所後、産前産後休業・育児休業から復職予定である又は入所前に、産前産後休業・育児休業を取得し、既に復職し、現在も就労要件を満たしている場合(転園申込みを除く)。				8	
8	市内在住者又は入所希望日までに転入する世帯であり、保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で常態的に利用している(就労内定(就学予定)中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く)。				2	
9	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・地域枠が存在する企業主導型保育事業で、保育士、幼稚園教諭又は看護師等として就労(内定)している場合(月120時間以上)。				20	
10	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・地域枠が存在する企業主導型保育事業で、保育士、幼稚園教諭又は看護師等として就労(内定)している場合(月64時間以上、120時間未満)。				15	
11	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園・地域枠が存在する企業主導型保育事業で、栄養士、調理師又は保育補助者として就労(内定)している場合。				5	
12	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在であることが確定している場合。				2	
13	申請児童又は同居の家族が障害にかかる手帳の交付を受けている場合(施設等に入所しており、同居していない場合は除く)。				4	
14	「介護・看護」要件の場合を除き、同居の家族が要介護認定を受けている場合(施設等に入所しており、同居していない場合は除く)。				4	
15	生活保護法による被保護世帯である。				2	
16	里親委託が行われている児童である。				5	
17	市外居住者である(入所希望日までに転入される方及び(2)～9,10,11の加点対象となる場合は除く)。				-30	
18	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合。				※30	
			年 月 審査から適用	(1)基本点数 + (2)調整点数 = 合計	点	

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 点数の基準

申込み締切日時点の状況が基準です。「申込み締切日時点の状況」とは、申込み締切日時点でご提出された書類の状況が、入所(希望)日まで維持されており、入所後もその状況が続く見込みがある場合です。
 なお、育児休業中の方につきましては、入所後翌々月の1日までに復職することが申込みの前提となります。

■ 点数の計算方法

【父の基本点数＋母の基本点数】＋【調整点数】＝【利用調整点数】
 希望順位(第1希望～)による判定をせず、各施設の希望者の中で、利用調整点数の高い者から選考します。
 (例:第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。)

■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に審査会にて判断します。

- (1) 市内居住者(入所希望日までに転入される方を含む) (2) 新規申請者 (3) 基本点数の合計が高い世帯
 (4) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (5) 希望施設順位の高い方 (6) 市民税所得割額の低い世帯(父母合算)
 (7) 育児休業の最長期間がより短い世帯 (8) 待機期間が長い世帯
 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。

■ 基準点数の備考

(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とします。 未婚・事実婚でも保育にかかわるパートナーがいる場合は、ひとり親世帯には該当しません。それぞれの保育の必要性を確認する書類の提出が必要です。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月64時間以上就労していることを基本とし、その就労時間(残業は含まない)によって、区分します。 就労内定者についても、就労予定時間によって、区分します。 なお、申込書補助票にて、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できるため、利用調整の優先順位が下がってもよい」を選択した場合、調整点数は適用されず、0点で審査をします。
(1)-9	(1)-1から(1)-8の項目に掲げるものの他、聞き取りや状況に応じて市が求める書類等で、保育を必要とする者と判断した場合、対象とします。

■ 調整点数の備考

(2)-1	離婚予定など、ひとり親である状況を公文書等で証明できない場合や未婚・事実婚でも保育にかかわるパートナーと住んでいる場合は加算しません。
(2)-2	次の項目のどちらかひとつに当てはまる場合は加算の対象とします。なお、転園申込には加算しません。 ①入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等(2号・3号認定)に在園する場合 ②申込補助票の項目12のBにチェックがあり、申込児童の兄弟姉妹が地域型保育事業を卒園し、入所希望月に、連携施設である幼稚園・認定こども園(幼稚園枠)を利用していること(する予定であること)を確認できた場合。
(2)-4	(2)-3と同時に加算します。
(2)-7	(2)-6と同時に加算しません。
(2)-8	次の条件が全て満たされている場合のみ加算します。なお、「常態的に」とは、希望する保育所等に入所するまでを意味します。 ①市内在住者及び入所希望日までに転入される世帯である ②保護者に保育を必要とする要件がある(就労(就学)内定中、求職活動中及び育児休業中等の利用は除く) ③申込み児童が該当施設を、ひと月あたり64時間以上、有償で利用している ④申込み児童の該当施設の利用期間が、申込み締切日から起算して30日以上ある
(2)-9,10,11	(2)-9,10,11は同時に加算しません。「保育士」には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第95条に規定される幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭及び施設長等を含みます。「看護師等」には、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員を含みます。
(2)-12	申込時点から入所後も継続して不在であることが分かる場合のみ加算対象になります。
(2)-18	該当する条件はつぎのとおりです。 ・プレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合は30点とします。 ・児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合は、所定の点数を加算します。

■ その他利用調整に係る備考

- ・提出書類の不備不足があった場合は、申込み締切日時点で揃っている書類のみで利用調整を行います。なお、保育を必要とする事由を証する書類等が不足している場合は、基本点数は求職活動中として扱います。この場合、認定期間は3か月となります。
- ・複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の希望施設の利用調整は行いません。
- ・内定を辞退した場合、もしくは申込を取下げた場合、申請は無効となります。辞退後及び取下げ後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

■ 審査に必要な証明書類等について

項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書(法人化されていない自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し(開業2年目以降は必須)等自営業を証明する書類も必要。)	(1)-6	災害の復旧についての証明書類(又は申立書)	(2)-9 (2)-10 (2)-11	保育士又は看護師等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労(内定)していることのわかる就労証明書及び資格証等の写し
		(1)-7	学生証(又は在籍証明書)の写し、時間割等の写し		
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書(誓約書)	(2)-1	離婚協議中・離婚調停中がわかる書類、戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書などのコピー		
(1)-3	母子健康手帳の写し(表紙、分娩予定日の分かる部分)	(2)-7	就労証明書(育児休業・産休に関する記載のあるもの)	(2)-12	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類、単身赴任がわかる書類
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等			(2)-13	障害者手帳
(1)-5	介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」	(2)-8	保育証明書(子育てのための施設等利用給付認定を受けている場合も含む)	(2)-14	介護保険証等の写し